

## 学校等における鳥獣標本の管理について

林 武 雄

野生鳥獣の標本は、土地の開発等による自然環境の破壊などが進むにつれて容易に入手できなくなりつつある。特に法律上の規制が強化されてきた現在では購入することは不可能に近く、天然記念物指定のものなどはなおさらのことである。

昨年「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」が公布施行されたことにより、トキ、コウノトリ、イヌワシなど28種が特殊鳥類として指定され、生鳥はもちろん、はく製標本、卵等の譲渡、輸出入についても強い規制が加えられた。

県内にはトキ、コウノトリ、イヌワシなどの特殊鳥類をはじめ稀少鳥獣の標本が博物館をはじめ学校等に保管されているが、その状況については明らかでなく早急な調査が望まれると同時に、その管理については今後特別の配慮が必要である。

これらの標本はできるだけ保管設備や管理体制の整った機関で保管することが望まれる。

標本のなかには損傷が著しいため無理解な担当者によって簡単に処分されることも少なくないと思われるが、一本の羽毛、一片の骨格といえども貴重な価値をもっていることを知るべきでその取扱いには万全を期してもらいたい。特に学校等では保管施設が不十分なため貴重な標本が虫害や高温、直射日光等で損傷が多く、また死蔵されているのが散見される。この際所蔵する標本の再点検を実施し、必要なデーターを整理するよう提案したい。

同時にわれわれ関係者はその資料の整理に努めて協力したいと考えているものである。

そして、学校等で利用性の低い（例えば損傷しているもの）もので貴重な標本は博物館に移管する措置を構じ、代って利用度の高い標本を学校に交付するなど活用方法を検討してはどうだろうか。ついでに参考として述べるが、適法に捕獲された狩猟鳥獣はともかく、非狩猟鳥獣（保護鳥獣）については標本製作のための捕獲許可は現在絶対と言ってもよい程許可されない。

また、ついで死鳥獣の場合も届け出が義務づけられ、その鳥獣が適法に捕獲されたものではないと言ふ証明でもないかぎり、標本類として所持したり加工する場合不必要的せんさくをされたり取締り当局の取調べを受けることがあるので注意したい。

福井県自然保護課主査